

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【公表番号】特表2013-533811(P2013-533811A)

【公表日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【年通号数】公開・登録公報2013-046

【出願番号】特願2013-518736(P2013-518736)

【国際特許分類】

B 2 3 D 61/12 (2006.01)

【F I】

B 2 3 D 61/12 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月27日(2014.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

レシプロ鋸刃本体と、前記レシプロ鋸刃本体に沿って延びる切断縁辺と、を含むレシプロ鋸刃において、

前記切断縁辺は、ピッチが約10TPI以下の連続する2つの歯を含む歯の繰り返しパターンを含み、前記連続する2つの歯は高歯と、前記高歯と比べて比較的低い低歯を含み、前記高歯の各々は、約23°～約28°の範囲内の比較的浅い第一の逃げ角を規定する第一の逃げ面と、第一の逃げ面と比べて比較的急峻な第二の逃げ角を規定する第二の逃げ面を含み、前記低歯の各々は、比較的浅い第一の逃げ角を規定する第一の逃げ面と、前記第一の逃げ面と比較して比較的急峻な第二の逃げ角を規定する第二の逃げ面を含み、前記高歯の前記第一の逃げ角は前記低歯の前記第一の逃げ角より急峻であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項2】

請求項1に記載のレシプロ鋸刃において、

前記高歯の前記第二の逃げ角が約38°～約45°の範囲内であり、前記低歯の前記第二の逃げ角が約40°～約50°の範囲内であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項3】

請求項2に記載のレシプロ鋸刃において、

前記低歯の前記第二の逃げ角が、前記高歯の前記第二の逃げ角より急峻であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項4】

請求項1に記載のレシプロ鋸刃において、

前記低歯の前記第一の逃げ角が約19°～約23°の範囲内であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項5】

請求項4に記載のレシプロ鋸刃において、

前記高歯の前記第二の逃げ角が約40°であり、前記低歯の前記第二の逃げ角が約45°であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項6】

請求項1に記載のレシプロ鋸刃において、

前記歯のピッチが約 6 TPI であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項 7】

請求項 1 に記載のレシプロ鋸刃において、

前記歯の繰り返しパターンが、第一のあさり方向にあさりが付けられた少なくとも 1 つの第一のあさり付歯と、前記第一のあさり方向とは異なる第二のあさり方向にあさりが付けられた少なくとも 1 つの第二のあさり付歯を含む、複数のあさり付歯を含むことを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項 8】

請求項 7 に記載のレシプロ鋸刃において、

前記歯の繰り返しパターンが、第一の比較的小さいあさり量だけあさりが付けられた少なくとも 1 つの第一の比較的小さいあさり量のあさり付歯と、第一の比較的大きいあさり量だけあさりが付けられ少なくとも 1 つの第一の比較的大きいあさり量のあさり付歯と、第二の比較的小さいあさり量だけあさりが付けられた少なくとも 1 つの第二の比較的小さいあさり量のあさり付歯と、第二の比較的大きいあさり量だけあさりが付けられた少なくとも 1 つの第二の比較的大きいあさり量のあさり付歯と、を含むことを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項 9】

請求項 7 に記載のレシプロ鋸刃において、

前記歯の繰り返しパターンが少なくとも 1 つの中立の歯を含むことを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項 10】

請求項 9 に記載のレシプロ鋸刃において、

前記歯の繰り返しパターンは、先頭の中立の歯と、前記先頭の中立の歯に続く第一のあさり付歯と、前記第一のあさり付歯に続く第二の中立の歯と、前記第二の中立の歯に続く第二のあさり付歯と、を含むことを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項 11】

請求項 10 に記載のレシプロ鋸刃において、

前記中立の歯は高歯であり、前記第一と第二のあさり付歯は低歯であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項 12】

レシプロ鋸刃本体と、前記レシプロ鋸刃本体に沿って延びる切断縁辺と、を含むレシプロ鋸刃において、

前記切断縁辺は、ピッチが約 10 TPI 以下の連続する 2 つの歯を含む歯の繰り返しパターンを含み、前記連続する 2 つの歯は高歯と、前記高歯と比べて比較的低い低歯を含み、前記高歯の各々は、苛酷な切削作業中の前記鋸刃の寿命を延ばすための第一の手段と、前記高歯にじん性を付与するための第二の手段を含み、前記低歯の各々は、約 17° ~ 約 25° の範囲内の比較的浅い第一の逃げ角を規定する第一の逃げ面と、約 40° ~ 約 50° の範囲内の、前記第一の逃げ面と比べて比較的急峻な第二の逃げ角を規定する第二の逃げ面を含むことを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項 13】

請求項 12 に記載のレシプロ鋸刃において、

前記第一の手段は、前記低歯の前記第一の逃げ角より急峻な、比較的浅い第一の逃げ角を規定する第一の逃げ面であり、前記第二の手段は、約 38° ~ 約 45° の範囲内の、前記第一の逃げ面と比べて比較的急峻な第二の逃げ角を規定する第二の逃げ面であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項 14】

請求項 13 に記載のレシプロ鋸刃において、

前記高歯の前記第一の逃げ角は約 23° ~ 約 28° の範囲内であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項 15】

請求項1 4に記載のレシプロ鋸刃において、

前記高歯の前記第一の逃げ角は約25°～約27°の範囲内であり、前記低歯の前記第一の逃げ角は約19°～約23°の範囲内であり、前記高歯の前記第二の逃げ角は約40°であり、前記低歯の前記第二の逃げ角が約45°であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項16】

請求項1 5に記載のレシプロ鋸刃において、

前記高歯はあさり付でも中立でもよく、前記低歯はあさり付であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項17】

レシプロ鋸刃本体と、前記レシプロ鋸刃本体に沿って延びる切断縁辺と、を含むレシプロ鋸刃において、

前記鋸刃本体と切断縁辺の厚さは、あさりを付ける前の時点で、約1.27mm(約0.05インチ)より厚く、歯の繰り返しパターンによって規定される前記切断縁辺は、ピッチが約10TPIの連続する2つの歯を含み、前記連続する2つの歯の隣接する集合の間に他の歯は配置されず、前記連続する2つの歯は高歯と、前記高歯と比べて比較的低い低歯を含み、各高歯と各低歯は、約28°またはそれ以下の比較的浅い第一の逃げ角を規定する第一の逃げ面と、前記第一の逃げ面と比べて比較的急峻な第二の逃げ角を規定する第二の逃げ面を含み、各高歯の前記第一の逃げ角は、各低歯の前記第一の逃げ角より急峻であり、各高歯の前記第二の逃げ角は約38°～約45°の範囲内であり、各低歯の前記第二の逃げ角は約40°～約50°の範囲内であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項18】

請求項1 7に記載のレシプロ鋸刃において、

各高歯の前記第一の逃げ角が約23°～約28°の範囲内であり、各低歯の前記第一の逃げ角が約17°～約25°の範囲内であることを特徴とするレシプロ鋸刃。

【請求項19】

請求項1 7に記載のレシプロ鋸刃において、

各高歯の前記第一の逃げ角が約25°～約27°の範囲内であり、各低歯の前記第一の逃げ角が約19°～約23°の範囲内であり、各高歯の前記第二の逃げ角が約40°であり、各低い歯の前記第二の逃げ角が約45°であることを特徴とするレシプロ鋸刃。